

放射性物質汚染による海産物の出荷規制動向

はじめに

平成23年の東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所事故以降、食品中の放射性物質の検査が続けられています。水産物についても地方自治体や水産関係団体が厚生労働省のガイドラインにしたがって検査を実施しており、海生研はその業務の一部を受託しています（海生研ニュース118号12ページ、122号4-5ページをご参照ください）。検査した水産物に安全基準を超える放射性セシウムが確認された場合、その地方自治体は漁業者に対して、同じ産地の同じ品目を「出荷しない」あるいは「漁獲しない」よう要請します。また汚染に地域的な広がりがある場合は、国が、該当する地方自治体に対し、「当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること」として指示します。このような仕組みで、基準値を超える水産物が市場に流通しないよう運用されています。海生研では、水産業の復興プロセスを記録する一環として、いつ、どこで、どんな品目が出荷規制の対象となっていたのかを監視し記録しています（海洋生物環境研究所研究報告第19号に一部掲載）。ここでは海産物の出荷規制動向について紹介します。

規制対象品目数の推移

国と県、両者の規制をあわせて見ていくと、事故直後、福島県では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業が自粛されていましたが、平成24年6月下旬に試験操業が開始されたことに伴って、36品目が新たに出荷規制対象になりました。その後は、いずれの県でも徐々に規制が解除されていく方向にあります（下図）。

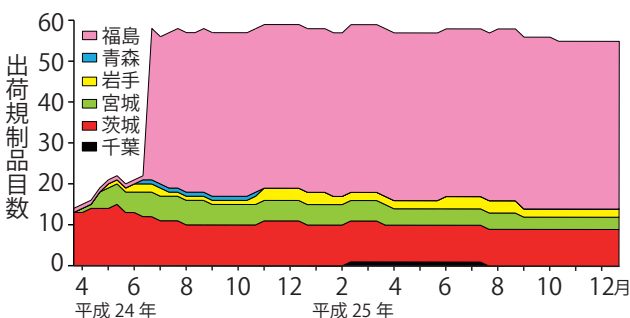


図 規制対象品目数の推移(海産品目)

品目による規制対象海域の推移

品目によっては複数の海域で出荷規制の対象となっていることもあり、例えばイシガレイは隣接する4海域で対象となっており、平成25年1月に北側への拡大がみられましたが、5月で宮城県の自粛要請は解除され、その2ヶ月後には茨城県の県央県南海域でも出荷制限が解除され、規制対象海域が縮小したことがわかります(下表)。

表 イシガレイの出荷規制対象海域

海域名	平成24年						平成25年														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
宮城 金華山以南																					
福島海域																					
茨城 県北海域																					
茨城 県央県南海域																					

- (緑背景)…県による出荷等の自粛要請
- (紫背景)…国による出荷制限の指示

放射能検査と規制の状況について

水産庁では検査結果を随時とりまとめ、これをウェブサイト上で公開しています。水産庁によると、福島県では事故当初、基準値を超える品目が検査総数の53%であったものが、平成26年1~2月期では1.7%までに減ったとのこと。限られた時間とコストの中、なるべく汚染が疑われるような品目を狙って検査が行われていますが、それでも基準値を超えるような被検査体はずいぶん減ってきています。しかし、規制を解除するためには、濃度の低下が見られたあとも引続き検査を継続し、その品目が安定して基準値を下回ることを示す必要があるため、多くの品目が出荷規制されたままになっています。

おわりに

国による出荷規制の設定・解除の情報は、厚生労働省でも取りまとめているようですが、県の自粛要請の情報まではカバーされていません。いまだに環境中や水産物中で局所的に高い放射能濃度が確認されることがあるものの、総じて汚染は解消される傾向にあることが、多くの調査研究で示されています。海生研では、全ての品目の規制が解除されるまで、記録を継続したいと考えております。

(実証試験場 応用生態グループ 吉川 貴志)